

# 1 議 事 日 程（第3日）

（平成26年第4回有田川町議会定例会）

平成26年12月18日

午後10時20分開議

於 議 場

日程第1 請願の審査報告について（請願第5号）

追加日程第1 発委第5号 「農業改革」に関する意見書提出について

日程第2 議案第99号 平成26年度有田川町一般会計補正予算（第6号）

日程第3 議案第100号 平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第101号 平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第103号 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第104号 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第105号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第106号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第107号 有田川町鉄道交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第108号 新町まちづくり計画の変更計画の策定について

日程第11 議案第109号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第12 議案第110号 有田川町道路線の認定について

日程第13 議案第111号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第14 議案第112号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第15 議案第113号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第16 議案第114号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第17 議案第115号 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について

日程第18 議案第116号 平成26年度 平成26年災第2号町道田口千葉山線道路災害復旧工事の請負契約について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第20 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

- 日程第21 特別委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第22 議員派遣の件  
 日程第23 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番	殿 井 堯	10番	堀 江 眞智子
----	-------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
建設環境部長	佐々木 勝	福祉保健部長	辻 勇
産業振興部長	林 孝 茂	総務課長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教育委員長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 西 満 雄	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

開議10時20分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人あります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第5号）……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、請願の審査報告についてを議題といたします。

請願第5号として、「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願が、本定例会第1日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

請願第5号、「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る12月5日に委員会を開き、参考人としてありだ農業協同組合組合長の岩倉氏に出席いただき、これまでの取り組みや経過などをお聞きし、請願の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。十分に御審議の上、よろしく決定くださいますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

15番、橋爪弘典君。

○15番（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

私は反対の立場から討論いたしたいと思います。

私はJAの株主であり、出資者の1人です。本来なら今回の場合、皆さんによりよくと賛同のお願いに回るのが私のあるべき姿かもしれません。なぜ、今回、反対に回るのか、順を追って説明いたしたいと思います。

私はかつて金屋農協に所属いたしておりました。JA有田への合併に際し、農協の幹部の方々が地区を回って、合併に賛同するように説得して回りました。その際、支所も、ガソリンスタンドもそのまま閉鎖しないで存続すると、かたかくかたく約束してくださいました。皆さん、安心してくださいということで、約束してくれたのであります。

ところが、合併してしまうと、支所もガソリンスタンドも全てなくなってしまいました。純朴なる農家をだますようなことは決してしてはならない。特に、過疎化に悩む地域にとりましては、地域の大事な拠点を失うということは、地区の活力を失うという、最も悲しい出来事でした。別に職員を減らしたわけでもなく、ただ1

つの場所に集めただけだったように思います。新しい建物とともに、なぜ存続していただけなかったのか残念でたまりません。

それから、購買事業も、ダンボールのケース1つとっても、この地区の会社で買えば20円は安く買えます。肥料も農薬もしかりであります。あれだけ大量に購入するのですから、随分と安い値段で売ることが可能であるのにと不思議でたまりません。いろいろな組織を経由して、その間で手数料を引かれる、悪い言葉で言えば、かすりをとられて値段が高くなるように思います。

今回のJAの言い分は自己改革をするから、政府や外部から余計なお膳立てをしてくれるなという言い分でございますけれども、今までの農協の経営方法で私どもが被害をこうむっているのであります。

私はずっと昔、農協が発足した当時のことを覚えています。その時代は週に1回は職員が各家庭を回って、きょうは何か用事はないかと尋ねて回ってございました。現在は道で出会っても素知らぬ顔であります。農家の便利のために設立した、かつての農協の姿は全くございません。職員が大量に存在する大きな組織だけであります。政府も今回、見るに見かねて、農協改革を考えはじめました。全国農協中央会を株式会社化し、各単位農協にしっかりとした権限を持った形に変えようとしています。それは私たちの願っていることで、何も注文をつけるような必要はございません。JAは原点に戻って、農家と密着した形になるのが一番でございます。

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○15番（橋爪弘典）

政府の力強い指導を期待するものでございます。したがって、何もするなという意見書には賛同することはできません。以上、意見書提出に際しまして、反対の立場から討論いたすものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

11番、中山進君。

○11番（中山 進）

私は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

15番議員から、ただいま反対討論がされました。内容を要約しますと、要するに農協が合併されて、その後、各支所がなくなり、ガソリンスタンドがなくなり、農薬、あるいは肥料がどんどん高くなってくると、そういう中で、月に1回、2回農協の営業マンが各家庭を訪問されて、御用聞きみたいな格好でいろいろと来てくれましたと、それもなくなりましたと。全くおっしゃるとおりです。一言でいえば、農家から農家のための協同組合、農協の理念をもとの、農協が発足した当時に戻せというのは私も全く15番議員と同感であります。ただし、今回、議会に提出されました請願について、冒頭に申し上げましたことと分けて考える必要があるのではないかなと思うわけ

です。といいますのは、農協もやはり一般企業と同じであって、自主自立を求めているわけです。ですから、政府から出された農協案に対して、J Aグループから改革案を出すということについては、全く我々が反対する理由は何もないと思います。ただし、それが第三者が見た場合、J A寄りの内向きの改革案であれば、これまた政府からさらに具体的な押しつけの改革案が出てこようかと思えますけれども、現時点ではまだそこまで行っていません。自主的に出すというのであれば、我々としても出してくださいよというのが筋だと思うんです。

現在、争点になっているのは、やはり農協法上の位置づけ、それから監査業務の現状の維持、この2つが今、非常に大きな問題になっています。いずれにしても年が明ければ、通常国会の中で政府としては、改革案の具体的な話が議場に上がってこようかと思うのですけれども、いかんせん、我々、現在の時点では農協の案を出すということについては賛成するわけです。といいますのは、議員の皆さんから付託されて、産業建設住民常任委員会に付託されて、その中で議論して、もちろん、先ほど委員長の報告のとおり、農協の幹部の方も来ていただいて説明を受けたわけではありますが、その後、採決をとったときに賛成多数で可決されました。その件については、自分の意に沿わなくても、やはり付託された案件でありますので、賛同するのが筋ではないかなと私は思うわけです。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

農協改革に関する意見書の提出を求める請願第5号について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、出されている農業協同組合の改革案は全国農業中央会や都道府県中央会を実質的に廃止する。販売事業は購買事業の全国連合体である全農を株式会社化する。単位農協から信用共済事業を分離し、農林中金や全国共済農協連の代理店とする。准組合員の事業利用を制限するなどが打ち出されております。全国農協中央会は単協や支所の合併などの方針を進めてきた面もありますが、単位農協への経営指導や監査、情報提供、T P P 反対など、農家の声の全国的結集という点で重要な役割を果たしているのも事実であります。そういう大きな観点から見る必要があると考えます。

そして、賛成する第1の理由として、全中の廃止は農協の全国的な連携を弱め、単位農協をばらばらにして、農家の声を政府や行政へ届ける役割を著しく弱めていきます。単位農協の自由の制約という点では、米の生産調整や大規模化の推進など、全中を通じて、全国の農協に押しつけてきた政府の姿勢こそ問われるべきものだと考えます。

私ども日本共産党の今回の質問に答えて、農林副大臣は中央会の廃止などは、現場からは要望は出されていない、5月20日、参院農水委員会での答弁とされておりま  
す。中央会廃止の最大のねらいはT P P 反対運動をさせないということにあります。

賛成の第2の理由は、地域の農協が農産物の共同販売や資材の共同購入を行うに当  
たって、大企業の流通企業と対抗するためには、県や全国段階での協働が欠かせませ  
ん。全農株式会社になれば、他の会社と同様に、独占禁止法の適用対象となり、価格  
カルテルなどが禁止され、全国レベルでの共同購入や、共同販売は不可能となります。  
全農の株式会社化は経済界と対等で自由な連携ということを言いますが、全農の事業  
が外国資本を含めた大企業の支配下に置かれ、全国の農家が長年にわたって蓄積して  
きた全農、農協の財産が食い荒らされることになりかねません。

賛成の第3の理由は単位農協の経営にとって影響が大きいのは、信用共済事業の農  
林中金や全国共済連への移管、窓口代理業化にあります。農協の事業は農産物の販売、  
資材の購買などの経済事業と、貯金や貸し付けなどの信用事業、保険や建物共済事業  
など、各種のサービスなどの組合員の要求を全般にわたって扱っています。多くの農  
協では経済事業の赤字を信用共済事業の黒字で補って、経営を維持しているのが現状  
であります。信用などを分離し、農林中金などに移管すれば、大多数の農協が経営破  
綻に陥るのは目に見えています。収益を出せなくなり、営農指導も維持できなくなっ  
てしまいます。農協の地元への経済波及効果がなくなり、有田郡市の経済活動に大き  
な影響を及ぼすことにもなってしまいます。信用共済事業の分離のねらいは農村の金  
融市場を国内外の一般金融機関に開放し、ビジネスチャンスを拡大することにあります。

賛成の第4の理由は非農家である准組合員が全国的に組合員の過半数を超えている  
のは、農業者の協同組合組織としてふさわしくない、農産物の販売事業などを農業者  
への対応がおろそかになる要因になっているとして、准組合員の事業利用の規制を打  
ち出しています。しかし、今日の農協や農村社会の実態を無視した方針であり、今、  
大都市部などでは、地域住民が農協の金融や不動産サービスを利用するために准組合  
員となり、その比率が高くなっている農協があるのは確かですが、農山村地域でも離  
農に追い込まれた農家が准組合員として残り、その比率が高い農協もあります。結局、  
大規模化を進めてきた結果として、大量の離農者の多くは准組合員として地域に残り、  
農協の信用事業の生活資金を利用せざるを得ないのが実態であります。その現実を無  
視して、農協の事業は農業者だけを対象にして、元農家や非農家による利用を制限す  
れば、命綱を絶たれた住民が続出しかねません。

以上のことから、農協の経営基盤の縮小悪化は避けられず、信用共済事業の分離と  
相まって、農協経営の破綻、地域社会に深刻な打撃と混乱をもたらすことを申し上げ  
まして、議員各位の賛同を求めて、賛成討論といたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時40分

再開 10時41分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………追加日程第1 発委第5号……………

お諮りします。

ただいま産業建設住民常任委員長から、発委第5号、「農協改革」に関する意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

発委第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発委第5号、「農協改革」に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者である産業建設住民常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

発委第5号、「農協改革」に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

「農協改革」に関する意見書案。

政府は本年6月に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランや、閣議決定した規制改革実施計画等において、農業の成長産業化に向けて、農業協同組合の見直しなどを柱とする農業改革を推進することを決定した。

国連は2012年を国際協同組合年と宣言し、各国政府に協同組合を支援していくことを呼びかけた。これは、世界が金融や経済の危機に直面する中で、協同組合の持つ社会や経済の安定に果たす役割を高く評価したためであり、日本政府も、国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根ざした助け合い活動がさらに広がっていくよう、できる限り後押ししていくと表明している。

政府が進めようとしている、農業協同組合の見直しの方向は、国際協同組合年に際しての政府表明に反するものである。

特に、准組合員の事業利用制限（ルール化）は地域住民の事業利用権を侵害するものであり、また、一方的なJAの組織改革は、地域に根ざして農業振興と地域活性化に取り組む農協の存続を危うくし、協同組合の根幹である農業者等による共同行為を否定することにつながりかねない。

JAグループでは、多様な農業者のニーズに応え、担い手をサポートし、農業者並びに地域住民と一体となって持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざし自己改革に取り組むこととしている。

よって、本会議は下記事項を実現するよう、強く要望する。

#### 記

1. 農業協同組合の見直しにあたっては、農業振興はもちろんのこと地域の活性化に向けた農協の役割発揮を後押しするためにも、当事者である農協や組合員などの現場の意見をくみ上げ、JAグループの自己改革の内容を尊重した見直しとなるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日、和歌山県有田川町議会。

意見書提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣・内閣府特命担当大臣（規制改革担当）であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。



15番、橋爪弘典君。

○15番（橋爪弘典）

再々、出てきて申しわけございません。

先ほど、中山議員、そして増谷議員から賛成の討論がされたわけでございますけれども、両議員とも、恐らく農協の利用率というのは低いと思うのです。僕は恐らく、行くときは連日にわたって農協へ出入りするし、1週間に1回ぐらいは必ず薬を買ったり、肥料を買ったり、利用しているわけです。切実に現在の農協のあり方ということを感じているわけです。2人のほとんど利用されない方が言われることは、私は空論だと思います。

それと、皆さん、たしか福井県だったと思うんですけど、たけふ農協というのがございます。そこは農協の組織から外れて、独自の単協でやり出したわけです。それが出発するときに、中央会から物すごく圧力をかけられて、そんな外れることは決して許されんということで、物すごい圧力だった。ところが、それを振り切って単協でやり出して、肥料でも薬でもメーカーから直接購入という、今、もうとにかく全国から視察がわんさと来ている状況である。皆さん方も、その農協からこういう請願を出してくれと言うてきたやつに、単純に賛同されて出されるということは、実感を味わっていない方のやられることであると思うので、十分、ひとつ本意を知っていただいて、僕の考えに同調していただきたいと思うので、どうぞひとつよろしく願います。（拍手）

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

11番、中山進君。

○11番（中山 進）

ただいま、橋爪議員から農協のことを余り知らんのではないかという話がありました。確かにおっしゃるとおりです。私は農協の組合員でもありません。准組合員です。したがって、お世話になっているというのは金融関係ぐらいで、お金の出し入れに利用させていただいていると、その程度です。

しかし、先ほど申し上げたとおり、いろいろな農協の問題があります。そのことと、今回、請願を出されたこととは分けて考えていただきたいと思うわけです。それ以外に何もありません。

以上です。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私は賛成の立場から、再度、討論させていただきませんが、先ほど同僚議員から農協のことを知らんのではないかということをおっしゃりましたが、しかし、私も准組合員と

して少なくとも事業を利用し、そしてAコープなんかを利用して、常に私なりの目で農協を見てきたつもりであります。しかし、今、問題になっているのは、農協そのものを解体してしまうという大きな観点から、ぜひとも見ていただきたいのです。でないと、もし、これが進みますと、有田川町の経済的な波及効果、そして雇用の問題、これが全く失われてしまうことになってしまいます。これは単なる小さい問題ではなくて、有田川町だけではなくて、全国の山間地を抱えた農協のあるところの大きな問題だと考えます。そういう大きな観点に立っていただいて、ぜひ皆さんの御賛同を得られますことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 議案第99号……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、議案第99号、平成26年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第100号……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、議案第100号、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第101号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第101号、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第103号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第103号、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

質問させていただきます。3点、お聞きしたいと思います。

家庭的保育事業について、現状でこのような事業所があるのかどうかということと、また参入してくる事業所についての予想があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そして、2点目には、16条の中で食事の提供、15条では食事の提供については事業所内で調理することが書かれていますが、特例として搬入によってもよいとの定めがされていますが、乳幼児という大変デリケートな特性から考えると、事業所内で調理して、安全に提供するということを定めなければならないと考えますが、このことについて、どうお考えですか。

3つ目には、47条の2項において、この条例で6つの保育事業というのが規定されています。それぞれについて職員の規定がされています。その中で保育士の配置を必須、全ての職員、保育にあたる職員が保育士の資格を持たなければならないと定めているのは、A型の保育所だけとなっています。家庭的保育所や、そのほかは保育士を2分の1以上、あるいは研修を終えた者であれば保育ができるという定めになっていますが、保育というものの質的な向上ということも含め、子ども、乳幼児を育てる、保育するということから考えて、保育士資格を持つ者が保育にあたるということが大前提になると思うのですが、そのことが定められていません。定めるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

堀江議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、家庭的保育ということで、3人以下ということですが、今のところはございません。予定というものは、事業者さんがあらわれるかどうかというのは今後の問題でございます。もし、認可希望がございましたら、慎重審議させていただきまして、この基準にのっとりまして認可、もしくは認可を許可しないを決めさせていただくつもりでございます。

もともと、都市型の待機児童ということで始まったものでございますので、当方では現在は予想はしておりません。

それと、第15条、16条関係でございます。これにつきましては、食の安全ということは大変大きな問題です。御承知のとおり、保育所というのは事業所内で調理のシステムを持っていないとだめというふうにはなっております。ただ、こういうふうな家庭的保育及び小規模等々につきましては、なくてもいいというふうなもの、もしくはつくるとしても町のほうで認可基準というのがございますので、それに伴った衛生的で安全なものにしないといけないということでございますので、そこら辺はうちの町が認可する際にきっちりとそういう点は見ながら、できていなければ認可はできないというふうな形になろうと思います。

搬入に関しましては、この中で書いておりますのは、例えば学校教育のほうの中で、学校調理施設からの搬入も可能というふうにはなっております。そういう意味におきましても、食の安全に関してはもしこういうことがあれば、十二分に指導、検査等々を行っていきたいというふうには考えております。

47条に書かれておりますところのもの、もしくは、その前に書かれておりますところの保育士の基準でございます。これにつきましても、国の基準により準じてうちもつくっております。保育士であることというふうなこと以外に、家庭的保育の場合は町長が行う研修を受けた者というふうに定められております。いわゆる経験であるとか、もしくは技能等々が卓越している者というふうなことで規定しておりますので、保育士に準じた技能のある者でないと保育には携われないということなので、うちも十分に審査いたしまして、安全な保育に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

今、国の基準というふうにお答えをいただいたと思うんですけども、私は国の基準がおかしいというふうに思うんです。例えば、居宅訪問型保育というのが、この条例の中でも位置づけられているんですけども、ページ14の37条に、居宅訪問型保育事業が記されていますが、この居宅訪問型で保育をする児童、保育をする子どもとなっていますが、どういう子どもを保育するかというときに、まず1番目に挙げられるのが障害や疾病児の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる幼児に対する保育、このような子どもを保育するに当たって、数日間の研修を受けた保育者でよいと定めている、国のその考え方そのものがおかしいのではないかとこのように思っています。町長も教育長も部長も、そんなふうには思われませんか。どうでしょうか。

ほかの保育事業についても、家庭的保育、3人から5人の保育であっても、研修終

了者というような定めがされていますが、そうであるならば、保育士の資格をとるために2年、4年と学校へ行って一生懸命、専門的な勉強をして保育士の資格をとってくる人たちというのは一体何なのかというふうに思いますが、このところはどうでしょうか。やはり、ここは保育士の資格を有する者という定めがされるべきだというふうに思いますが、国の基準だから仕方ないということで済まらずに、独自の取り組み、定め方というのはできないのでしょうか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

これにつきましては、おっしゃることは十分理解しております。ただ、これにつきましては、参酌すべき事項、また国が決めた事項というふうなこともございます。ただ、おっしゃることは十分理解しながら、私どもは保育士の資格は持っていなくても、それと同等、それ以上の技術のある者、またきちっとした考え方があり、指導できる者ということで認定していきたいというふうに考えております。以上、御理解、よろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私は担当部に求めておきたいのですが、今回の条例改正の中身はまだ具体的に決まっていない部分もありまして、その中に、これをカバーするといって、最低基準という言い方で、最低基準を下回らない、それ以上のことを求めますということを書いていますよね、全体的に。ここがみそなんです。だから、そういう意味では、市町村の自治体の自由裁量が一步出てきたわけですから、以下の点でしっかりと目を配っていただきたいと思います。

それは保育、子育て支援は子どもの権利保障を最優先にしながら、町の責任でしっかりやっていただきたい。2つ目は子どもの保育に格差が生まれないようにやっていただきたい。3つ目に最低基準以上を、もしくは町の独自の施策をしている部分もありますから、十分な予算措置を行っていただきたい。それから、保護者というのは、認可保育所では安全、安心な保育を求めていますから、認可保育所の整備中心の事業計画をきちっとつくってほしいと、今、つくっておられると思うのですが。それから、保育料については、国基準に合わせるのではなくて、現行を維持できるのかどうか、あわせて延長保育の場合は単価がどうなるかわかっておりませんので、これも上がる可能性がありますので、こういう点がどうなるのかということを心配します。保育士の待遇条件をきちっとしていただきたい。それから、保育時間も2種類あって、8時間と10時間がありますけれども、これは果たしてどうなっていくのか。それから障

害を持つ子どもが認定されないことも起きると言われておりますが、こういう点が出てこないかどうかということで、以上、こういう点を考慮しながら整備していただきたいと思いますが、その点、少しだけ触れていただいたらと思いますがどうですか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

大変、多岐にわたった御質問でございまして、これにつきましては私どもも大変危惧する面も含んでおりますので、認可、認定に当たっては十分配慮していきたいというふうに考えておりますし、保護者さんの一番大きな関心事でございましてところの保育料につきましても、私どもは現在、国の基準も下回っておりますし、近隣市町を見渡ししても安く設定はしております。これをできるだけ維持していきたいというふうに考えております。

また、延長保育、短時間か、もしくは標準時間か、マックス8時間か11時間かというふうなところ、2号、3号認定につきましても、しっかり聞き取りしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

担当課からは答弁をしていただき、前向きに町としてはしていってくれるという答弁だったというふうに思いますが、やはり条例を今回定めるに当たっては、まだまだちゃんとした条例とはなっていないのではないかとこのように思っております。

反対の立場での討論をさせていただきます。この条例では子ども・子育て新システムの実施に伴う、条例の提案となっておりますが、質疑でも申し上げましたように、現在、認可保育所では食事については外部からの搬入というのは許されておられませんし、しかし、この条例の中では小さな保育所であるというようなことから、外部搬入を可能としているという問題があるというふうに思います。

そして、もう1つ、保育士の資格職の配置についての基準が、この条例の中で設けられていますが、家庭的保育やB型、C型の小規模な保育、また居宅訪問型の保育などでは、資格がなくてもよいというふうになっています。また、配置の人数の基準を狭めるというようなこともされています。乳幼児の保育について、理念のない考え方だと思います。全国の条例や条例案を見ますと、国の基準以上の配置を定めてい

る事例というのものもあるようです。有田川町として独自の基準というものを規定すべきであったのではないかということをお願いしまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第104号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第104号、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

質問をさせていただきます。

この条例で、町の学童保育の条例というのはどうなりますか。また、この条例で子どもの保育を受ける権利と市町村の責任を明確にすることが大切だと思われませんが、いかがですか。また、施設を必要とする事業であることから、9条の中にある施設整備では、児童1人当たりの面積が1.65平方メートルで、認可保育所の幼児満2歳以上の児童の最低基準1.98平方メートルを下回っていますが、このことについてはどう思われますか。

生活施設にふさわしい施設、設備を設けることとなっていますが、今の9条にもかかわると思うんですけども、今度は小学校6年生までの子どもも対象になることから、もっと大きな施設が要するというふうなことが出てくると思いますが、このことについてはどう思われますか。

また、保護者との連携を確立する措置をとることも大切だと思いますが、このことはいかがですか。

そして、放課後児童支援員の資格の定めがこの条例の中に出されていますが、現状でも指導員の確保は大変です。7条や8条では職員の一般的要件や知識及び技能の向



上等が明記されていますが、専門的知識を持つ方の確保となると、賃金や社会保障などの身分保障が大事になってくるのではないかと考えられますが、このことはどうお考えですか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

堀江議員の御質問に答えさせていただきたいと思います。

大変、多岐にわたっておりますので、簡潔にさせていただきたいと思います。

これからどうなるかというふうなことでございます。これからは今のやっているものとは変わることはございません。できるだけ、きめ細かな学童保育をやっていきたいと考えております。

次に、子どもの権利ということです。また、それに対する責任ということでございますが、子どもはやはり保育を必要とする者に対しては、やはりそのサービスを行っていくことが必要でございますし、また子どもの権利を守るために保育のあり方等々も考えていかなければならないというふうに思っております。また、町として保育クラブ、学童クラブを認可するに当たりましては、やはりそれは協同の責任を持って認可した以上は、指導も含めて、きちっと対応していくべきことだと考えております。

施設面のことでございます。施設面につきましては、学童クラブ及び、委託しているところもございますけれども、施設提供は当町の施設を使っておりますので、そこにつきましては、必要最低以上の面積を確保しておりますので、この最低基準は確実に上回ったものというふうに考えていただいて結構かと思っております。

これも含めまして、小学校6年生まで対象がふえたというふうなことでございますので、例えば藤並の第一保育所、第二保育所のように、2つに分けて、よりよい大きな施設もつくっております。ということで御安心いただけたらと思います。

また、保護者との連絡等々についてでございますけれども、この前、アンケートもとらせていただきましたし、随時、保護者さんとの連絡等々も行っております。なるべく要望に沿ったところにつきまして、学童保育クラブと連絡を密にしながら、指導も行っていくというふうなことで御理解いただきたいと思います。

また、資格でございます。これにつきましては、新しい条例ができて、これは当然、子育て3法の中で示されたものでございます。ですから、指導者もより責任のある、十分に子どもに対応できるような人でなければいけないというふうなことで設けられたものと理解しておりますけれども、子どもが現在行っている、無資格というか、保育士資格等がなくても十分な経験をお持ちでございますし、また確保につきましても、これから保育士の資格を持った方でありまして、また教員の資格を持った方等々も探しながら、よりよい保育士、よりよい指導者を探していきたいというふうにも考えておりますし、研修もどんどんしながら、適格な、適正な確保と

いうふうなことにも邁進していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今回、条例を設置してやっていくこととなりますが、そうなりますと心配するのは、6年生まで対象になりますから、来る子どもさんがふえてくる可能性があるわけですね。特に吉備地域においては、藤並と御霊の学童が今の施設で十分対応できるのかということが心配されてきます。この見通しについて、どのようにお考えになっているのかだけ示していただきたいと思ひます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

増谷議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

現在のところ、藤並につきましては、第2保育所が新たにできておりますので、その部分、十分な面積を持っております。それで対応は十分できるというふうにお考えしております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第105号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第105号、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（湊 正剛）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

幾つか質問をさせていただきます。

保育を受ける子どもを支給認定子どもと呼ぶようになっていますが、実際に支給認定証なるものの発行はされるのですか。また、8条では支給認定の有効期間や保育必要量が確かめられることとなっていますが、有効期間や保育必要量はどのように決められるのですか。保育料の関係では13条で保育料に当たる部分の規定がされていると思いますが、保育料そのものが来年度から変わるのかどうか。また、認定子ども園であったり、幼稚園が他の市町にあるわけですが、そこを希望する場合の保育料については、当町で規定することになるのか、その扱いはどうなるのですか。今の広域扱いは変わらないのですか。

また、3項、4項で、いわゆる上乗せの費用の徴収、それから実費費用の徴収というのが可能であるということが言われていますが、この上乗せ、実費について、現状との違いはあるのかどうか。

また、27条に秘密保持の条項がありますが、これは条例に定めていますが、罰則規定等が盛り込まれていないのですが、この関連では町立や公立の保育所での職員は公務員であるということで、法の適用があるわけだと思いますが、このことについて罰則規定は定めないのでですか。

以上です。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

それでは、質問にお答えしたいと思います。

若干、多岐にわたりましたもので、抜けていたら御指摘ください。

まず、認定証のことだったと思います。認定証につきましては、出すことというふうになっております。それと、これにつきましては希望する保護者さんと面談して、1号、2号、3号というふうな分け方をしながら出していくというふうなことでございます。

有効期間についてだったと思います。1号の場合はずっとそのままでございますが、2号、3号につきましては、毎年、審査の上、変更があれば決めていくというふうなことでございます。

保育料は変わるのかというふうなことでございます。これも、先ほど来から、御質問にお答えしておりますとおり、国の基準はまだ定まっておりますけれども、私もなるべく御負担のないような、我が町が今までやってきたとおりの形で推進した

いというふうに考えておりますので、そこらは御理解いただきたいと思っております。

あと、広域というふうなことだったのですが、広域保育につきましては、私どもずっと認めておりますので、広域保育については変わることはなくやっていきたいというふうにも思っております。

あと、上乘せというふうなお話でしたが、形といたしましては、今まで歳入は国からの税交付金等々によりますものと、保育料となっておりますが、今度は代理受領というふうな形のものになってまいります。これが国から来るお金というふうになって、個人さんにかわって代理受領というふうな形になっております。これも介護保険のやり方に大変酷似した方法で、大変ややこしいかと思っておりますけれども、最終的に御負担いただくのは、保護者さんが応能負担という形をもって、いわゆる所得段階という形の応能割合というふうな従来の形になって、保育料という形で施設料になるかもしれないけれども、そんな形でいただくということでございますので、名前は変わりますけれども、従来の形とは、保護者さんにとっては余り変わらないというふうな形になろうかと思っております。

最後、27条、秘密漏えいというふうなことでございますけれども、準公務員という立場にもなってまいりますし、あつてはならないことだというふうに考えております。あえて罰則規定は国の示している準則では、ございませんけれども、秘密保持には十分気をつけていかなければならないと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

この条例を見てもみますと、本当にわかりにくい条例になっていると思っております。私は反対の立場で討論をさせていただくのですが、支給認定によって保育時間に上限設定されることになるのではないかなというふうに考えています。町が保育の必要性和必要量を認定することになっていますが、認定は保護者の就労が基本とされるために、子どもにとって必要な保育が受けられなくなるおそれがあります。また、保護者のパート労働などに対応するとして、短時間利用の区分が設けられると、保育を受けられる上限が子どもの生活や発達保障という視点を欠いたまま、機械的に設定されてしまうことが危惧されます。子どもにとって保育が必要かどうかの観点からでなく、保護者の就労を基本に認定するようなことはやめるべきだということを申し上げて、反対

の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第106号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第106号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第107号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第107号、有田川町鉄道交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第108号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、議案第108号、新町まちづくり計画の変更計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第108号について伺います。これは町長に伺ったほうがいいのかと思うのですが、これは長計の後期計画の変更によるものだと思うのですが、この5年間の中でさらに町にとっては大事な事業が出てきた場合、それを盛り込むために、この長計の変更もあり得るのかどうか。というのは、この長計に入れておかないと、例えば大きな事業ですけれども、することができないということを聞いておりますが、その点は今後の推移によっては、そういうこともあるのかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

増谷議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

長期計画につきましては、後期計画を今、策定しましたので、変更ということにはならないと思います。ただ、いろいろな起債の関係にございましたら、過疎債におきましては、過疎計画、そして辺地地域におきましては、辺地債を起すためには、辺地の計画等がございます。これにつきましては、各定例会ごとに、もしそういう事案が出てきましたら、変更して、起債を起こしていきたいと考えてございます。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、確認したいのですけれども、今の答弁では、長期総合計画では盛り込めない  
と、だから辺地債や過疎債の事業でやっていくということで捉えていいのですか。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

再質問でございます。

長期総合計画につきましては、具体的名な事業名等々については記載してございませ  
ないので、おおむね、何々のまちづくりとかという大枠ではまっておいたら、これで  
いいのかなと、このような解釈をしております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第109号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、議案第109号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の  
変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第110号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、議案第110号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

去る12月3日、議会初日、当委員会に付託された、議案第110号、有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

委員会は、12月5日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて説明を聴取の上、状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第110号については、平成18年に開発した宅地分譲内の道路でしたが、今回、町に対して寄附された土地で、幅員は6メートル、延長は156.27メートルで、周辺の町道とも連絡し、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準にも該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく、審議の上、決定くださいますよう、お願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。



〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第111号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、議案第111号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

ただいま、教育委員会委員に任命の同意がされました、平松一彦君が来られております。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔平松一彦君 入場〕

○議長（湊 正剛）

ただいま、教育委員会委員に任命の同意がされました、平松一彦君より発言の申し出がありますので、これを許可します。

平松一彦君。

○教育委員会委員（平松一彦）

ただいま、任命されました、教育委員の平松一彦であります。発言を許可していただきましてありがとうございます。

まず、御挨拶の前に一言、御礼を申したいと思います。本年2月、和歌山県より教

育功労賞をいただき、また10月には文部科学大臣表彰をいただくことができました。これも、ひとえに町長さんの推薦をいただき、議会の任命をいただいたおかげとっておりますので、高い席からではありますが、まずもって御礼申したいと思います。ありがとうございます。

さて、ただいま、教育委員として再任していただき、まことにありがとうございます。いただきました栄誉を汚すことなく、また任命していただきました議会の皆様のためにも本町の教育について、今後とも精進、努力いたしたいと思いますので、浅学ではありますが、皆様の御支援と御厚情をお願いして、御挨拶としたいと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（湊 正剛）

ありがとうございました。

これからも教育委員として、よろしくお願いします。

……………日程第14 議案第112号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、議案第112号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第15 議案第113号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、議案第113号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第16 議案第114号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、議案第114号、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第17 議案第115号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議案第115号、有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第116号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、議案第116号、平成26年度 平成26年災第2号町道田口千葉山線道路災害復旧工事の請負契約についてを議題とします。質疑を行います。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

閉会中、よろしく願います。

……………日程第20 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

閉会中、よろしくお祈りします。

……………日程第21 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

閉会中、よろしくお祈りします。

……………日程第22 議員派遣の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第22、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。  
よろしく申し上げます。

……………日程第 2 3 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 3、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 2 6 年第 4 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 1 1 時 4 5 分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 湊 正 剛

6 番 議 員 殿 井 堯

10 番 議 員 堀 江 眞 智 子